

【災害にあったとき】

災害にあったときは、 速やかに連絡してください



- ① 組合員及び被扶養者の住居及び家財が、非常災害により一定以上の損害を受けたときは、その経済的、精神的損害に対するお見舞いとして、下表のとおり損害の程度に応じた災害見舞金が給付されます。別居している被扶養者の住居、借家等も対象となります。災害にあったときは、速やかに所属の共済事務担当者を通じて、り災状況等を連絡してください。
- ② すぐに現場調査を行います。連絡が遅れますと損害程度の確認が困難となり、組合員に不利益となる場合もありますので注意してください。
- ③ 現場調査後、災害見舞金請求書、被害状況明細書（1）・（3）及びり災証明書（原本）を所属の共済事務担当者を経由して提出してください。

詳細については、「福利厚生ハンドブック（平成25年3月）」P59～60をご覧ください。

住居・家財 の範囲	住居	住居とは、現に生活の本拠として居住する建造物をいい、自宅、借家、借間、公営住宅、職員住宅等の別を問いません。門、塀、物置、離れ屋等は対象外とします。
	家財	住居以外の社会生活上必要な一切の財産をいいますが、山林、田畑、宅地、貸家などの不動産や現金、預貯金、有価証券などは含まれません。

損害の程度		災害見舞金支給月数
1 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき		給料の3.75月分
2 住居及び家財に上記1と同程度の損害を受けたとき		
1 住居及び家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき		給料の2.5月分
2 住居及び家財に上記1と同程度の損害を受けたとき		
3 住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき		
4 住居又は家財に上記3と同程度の損害を受けたとき		
1 住居及び家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき		給料の1.25月分
2 住居及び家財に上記1と同程度の損害を受けたとき		
3 住居又は家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき		
4 住居又は家財に上記3と同程度の損害を受けたとき		
1 住居又は家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき		給料の0.625月分
2 住居又は家財に上記1と同程度の損害を受けたとき		
床上浸水により損害を受け、上の表により損害の程度を判定しがたいと認めたとき	床上120cm以上	給料の1.25月分
	床上30cm以上	給料の0.625月分

なお、平成25年3月までに発生した災害については、災害見舞金附加金が適用となることがあります。

災害対策事業資金

次の3つの条件に全て当てはまる場合、災害見舞金に加えて災害対策事業資金として3万円が支給されます。災害見舞金の支給決定を受けて支給しますので手続は不要です。

- ・風水害、地震等の災害により、住居又は家財に損害を受けた。
- ・災害救助法が発動され、その対象地域である。又は対象地域外でも同一の理由により損害を受けた。
- ・災害見舞金の支給対象となる。

詳細については、「福利厚生ハンドブック（平成25年3月）」P59～60を参照してください。

問合せ先

災害見舞金について
給付貸付課短期給付係

03-5320-6827

災害対策事業資金について
福利厚生課厚生係

03-5320-6821